

第1 普及指導活動の推進方針

1 農業振興の方向

管内の農業は、温暖な気候の海岸部と四万十川流域の台地部及び急峻な地形の山間部において、施設及び露地野菜、水稻、大豆、果樹、畜産等地域の特性を活かした多様な営農が展開されています。しかし、農業への新規就業者は少なく、高齢化による労働力不足は、耕作放棄地の増加や生産の停滞、地域の活力低下等の問題を招いています。

このような情勢の下で、地域の農業・農村の健全な発展を図るために、「こうち農業・農村振興指針」、「高知県産業振興計画」、「須崎農業振興センター農業・農村振興プラン」に基づき、「意欲と能力のある担い手が創る力強い産地づくり」と「うるおいと活力のある豊かな農村づくり」に取り組んでいきます。

海岸部では、ミョウガやピーマン等の施設野菜を中心とした農業生産が行われていますが、景気の低迷や産地間競争の激化に伴う価格低下、生産資材の高騰等による経費の増大などにより農家の経営は厳しい状況にあります。一方、レンタルハウス事業などを活用してUターンによる新規就農者が継続して確保されており、栽培意欲の高い産地となっていますので、今後は、栽培技術の向上と併せて経営感覚に優れた自立的な農業経営ができる農業者の育成に取り組んでいきます。

台地部及び山間部では、ニラを中心とした施設野菜とショウガやシシトウ等の露地野菜、水稻・大豆などの土地利用型作物、ユズ・ナシなどの果樹類、さらに、特用作物の茶など地域の特性を生かして多種多様な作物が栽培されています。また、農業機械の共同利用などを行う集落営農や地産地消・グリーンツーリズムの推進により地域の活性化への取り組みも行われています。

このため、施設及び露地野菜と水稻、果樹などの組み合わせによる複合経営の安定のために、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、環境保全型農業の推進やアスパラガスなどの有望品目の導入・定着に取り組んでいきます。

さらに、集落営農組織の維持・発展に向けた取り組みや高齢者や兼業農家を中心とした農産物加工や地産地消等の活動を推進して地域の活性化を図っていきます。

2 重点推進事項及び課題

(1) 重点推進事項

ア 消費地に信頼される園芸産地づくり

(ア) まとまりのある園芸産地の再構築

地域の園芸農業の振興を図るために、地域園芸戦略推進会議において、産地のあり方を議論・共有し、営農支援の強化 系統率の向上 出荷計画に基づく計画出荷の強化 安全・安心への自主的な取り組み クレーム対応などの課題の解決に向けて、農業者、農業団体、行政が一体となって取り組んでいきます。

また、地域の営農アドバイザー制度と連携しながら、篤農家の持つ技術を一般の農家に波及させて園芸産地の育成を図っていきます。

(イ) 意欲と能力のある担い手の育成

四万十町担い手育成総合支援協議会を中心に、認定農業者の育成・確保や家族経営協定の締結を推進していきます。

認定農業者や組織経営体等経営改善に意欲のある農業者に対し、経営指導や経営に必要な情報の提供、新技術の導入により、経営改善の取り組みを支援します。

女性農業者が、農業経営のパートナーとして対等な立場で農業経営に参画するとともに、地域・農業の担い手として、もてる能力を発揮できる環境づくりを進めます。

４Ｈクラブ・青年農業士の活動促進、ＵＩターン等新規就農者の受け皿づくりと生産・経営技術の指導支援を進め、担い手の確保・育成を図ります。

(ウ) 産地基盤の強化

ほ場整備等により生産性の高い農業への転換を図るための生産基盤の整備を進めるとともに、レンタルハウス整備事業などを積極的に活用して、施設園芸の拡大を推進していきます。

産地を維持していくために、生産技術の向上や経営改善のためのコスト低減技術の導入を推進し、さらに有望品目の導入・定着に取り組んでいきます。

(エ) 環境保全型農業の推進

安全な農産物生産に向け、県版ＧＡＰの実施や施肥の合理化、天敵の利用、耕種的防除技術により環境負荷を軽減した取り組みを通じて環境に優しい農業生産と産地づくりを推進していきます。

家畜ふん尿や作物残さなどの有機性資源を積極的に有効利用し、土づくりを推進することにより、地域循環型農業を推進していきます。

(オ) 食の安全・安心の確保

安全・安心な農産物を消費者に提供するため、農薬の適正使用やポジティブリスト制度に適切に対応していきます。

また、農薬や肥料の使用や栽培管理などの生産履歴を記帳し、記帳状況の点検や記帳内容を適正に管理する取り組みを推進していきます。

(カ) 消費地のニーズに対応した流通・販売戦略の展開

環境にやさしい園芸品生産技術の導入・普及を促進するとともに、安全で高品質な農産物の生産に向けた技術指導を支援します。

地域の特性を生かした多様な農産物や特産物、減農薬生産等による高付加価値農産物の有利販売を図るため、農業者や農業団体の流通・販売体制の整備を支援します。

イ 地域特性を生かした農業の展開と農村の振興

(ア) 特色ある農業の展開と農村の振興

基盤整備事業を契機に集落営農の組織化の取り組みが行われ、多くの集落営農組織が設立されていますので、これらの組織の維持・発展のために組織の運営管理能力を向上させるための支援を行っていきます。

また、有望な園芸品目の導入・定着により農業で継続して生活していける所得の確保を目指す「こうち型集落営農」のモデル集落の育成を図っていきます。

良質米産地として、たい肥等を活用した特別栽培米の推進や品質向上対策、新品種の導入、米粉等の加工需要への対応などの売れる米づくりの取り組みを支援します。

（イ）中山間地域の振興

集落協定の取り組み内容の拡充を図ることにより、農業を核とした集落の活性化につなげていきます。

地域の特性を生かしながら、地域の中心である高齢者にも適した品目の導入・定着に取り組んでいきます。

（ウ）地産地消とグリーンツーリズムの推進

地域農産物の直販活動や農産加工原料の供給、学校給食等への利用など地域内流通の仕組みづくりの促進と地区外への販売ルートの拡大について支援します。

また、地域の食文化を通じて食育や生産者と消費者との交流を進めていきます。

地域での開業が進んでいる農家民宿などを活用しての農作業体験のメニュー化や観光資源のネットワーク化づくりを支援します。